

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 齊藤 永吉	基本財産等	581,754千円	所管部課名
設立年月日	平成3年8月1日	拠出資等額及び比率	300,000千円 (51.6%)	警察本部刑事部組織犯罪対策課
設立目的	暴力団による不当な行為を防止するために必要な事業を行い、暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、県民生活の安全と平穩の確保に寄与すること。			
事業概要	①暴力団員による不当行為予防の広報活動 ②民間暴力団排除組織への支援活動 ③暴力団の不当行為に関する相談活動 ④少年に対する暴力団の影響排除活動 ⑤暴力団からの離脱援助、社会復帰支援活動 ⑥暴力団事務所の使用差止訴訟活動 ⑦不当要求防止責任者講習の実施 ⑧不当要求情報管理機関の業務支援 ⑨暴力団による不当要求の被害者支援 ⑩少年指導員研修 ⑪関係機関との情報収集、情報交換、調査研究事業			
関連法令、県計画	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項			

2 令和3年度事業実績

令和3年度は、「暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化」と「事業に対する理解と協力の確保」を基本方針に事業を推進し、暴力相談活動や不当要求防止責任者講習等を積極的に展開した。また、賛助会員数は減少傾向にあり、目標数を確保することはできなかったが、事業内容をホームページに掲載するとともに、メディアを活用した分かりやすい広報やキャンペーン等を実施した。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
暴力団不当要求防止責任者講習受講者数(人)	目標	720	720	720
	実績	636	725	—
顧客満足度指数	目標	75	75	75
	実績	90	89	—
賛助会員数維持と新規会員獲得による事業資金確保(千円)	目標	8,200	8,200	8,200
	実績	8,055	7,845	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在) (単位:人)

区分	理事		監事		評議員		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
常勤	1	1					支給対象者 (R3年度) 1人
内、県退職者	1	1					
内、県職員							
非常勤	8	8	2	2	7	7	平均年齢
内、県退職者	1	1	1	1	1	2	63歳
内、県職員							平均報酬年額
計	9	9	2	2	7	7	(R3年度)
内、県関係者	2	2	1	1	1	2	3,120千円

②職員数(R4.4.1現在) (単位:人)

区分	R3		R4		正職員
正職員					平均年齢
内、県退職者					—歳
出向職員					平均勤続年数
内、県職員					—年
臨時・嘱託	2	3			平均年収
内、県退職者	2	3			(R3年度)
計	2	3			—千円
内、県関係者	2	3			

③理事会回数

R2	R3
6回	5回

4 財務

①正味財産増減計算書 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
経常収益	17,268	18,161
基本財産・特定資産運用益	6,412	6,416
受取会費・受取寄附金	8,055	7,845
受託事業収益	2,710	2,715
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金		
その他の収益	91	1,185
経常費用	17,285	16,771
事業費	12,669	12,100
管理費	4,616	4,671
人件費(事業費分含む)	9,528	8,694
当期経常増減額	△17	1,390
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△17	1,390
当期指定正味財産増減額	△37	△28
当期正味財産増減額合計	△54	1,362

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	99.9%	108.3%	+8.4
流動比率(流動資産÷流動負債)	2309.3%	2191.6%	△117.7
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	99.9%	99.9%	△0.0
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	6,951	7,079
固定資産	590,238	591,495
資産計	597,189	598,574
流動負債	301	323
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	301	323
指定正味財産	581,783	581,754
うち基本財産充当額	581,783	581,754
一般正味財産	15,106	16,496
うち基本財産充当額	8,306	8,306
正味財産計	596,889	598,250
負債・正味財産計	597,190	598,573

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※要支給職員なし

5 県の財政的関与の状況 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出			
補助金			
委託費	2,710	2,715	暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習事業費
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度～令和3年度)

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	資産運用益減少に伴う事業内容及び事業経費の見直し		
取組	安定した財政基盤を構築するため、賛助会員数の維持と新規会員の獲得に努め、会費収入を確保するほか、事業内容の見直しを行い、コストの削減を実施する。 【令和2～3年度】賛助会員数は微減傾向にあるうえ、新型コロナウイルス感染症の影響で減収傾向ではあるが会費納入額を各年度8,200千円とする。		
実績	【賛助会員の獲得による会費納入額】令和元年度:8,280千円 令和2年度:8,055千円 令和3年度:7,845千円 【事業経費の見直し】令和2年度:事務所移転により、賃貸料360千円を削減 令和3年度:事務局員1人の減員により人件費600千円を削減		

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
定款に基づいた暴力団壊滅のための広報啓発、相談業務及び不当要求防止責任者講習等の公益目的事業を行う法人として機能している。		定款等の規定に基づく体制を整備しており、理事会等も必要数開催している。		活動の大きな柱である県民大会を開催し、広報することができた。さらには、前年度コロナ禍のため人員が大きく落ち込んだ不当要求防止責任者講習についても、回数はもとより人員についても目標を達成することができた。その他講演等の啓発活動は、コロナ禍の影響により、他団体が会の開催を控えたことにより、例年と比べ減少した。		コロナ禍の中、賛助会員は減少しているが、基本財産を取り崩すこと無く運営している。収支相償及び遊休財産の保有制限を満たしていないのは、車両の老朽化に伴い車両(固定資産)を購入したことによるものであり、次年度には解消できるものである。	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)に基づき、秋田県暴力追放運動推進センターに指定され、その活動は同法第32条の3第2項に規定された事業を行っており、公的役割が十分に認められる。		法人に当て職の役員はおらず、常勤の専務理事、事務局長、事務局員、暴力追放相談委員各1名で運営している。同相談委員は専門的知識を有し、体制は十分に整備されている。		事業目標のうち、責任者講習受講者数と顧客満足度指数は目標を達成した。また、事業資金の確保目標は達成できなかったが、目標値の95.7%を達成している。		経常収支比率が+5%を超えたが、これは、運用益を長期的に安定確保するための債券買換えに伴う単発的な債券売却益によるものであり、これにより法人として当面の継続が見込まれる。債券売却益を除いた経常収支比率は5%の範囲内となった。	

III 外部専門家のコメント

基本財産は定期預金や安定的に利息収入を得ることができる利付国債等で運用されており、事業活動を行う上での収益源の一つとなっている。経常収益は賛助会員からの受取会費はやや減少したものの、ほぼ前年並みであった。債券の売却によりその他の収益が増えて、一般正味財産増減額は1,390千円の黒字となった。自主事業収益は、従来より発生していない。事業費及び管理費は、経常収益に応じて適切に管理されている。貸借対照表上も目立った負債はなく、多額の出捐金が安全確実な資産で運用されている限り、財務的なリスクは少なく、法人として公益目的事業を安定的に実施することができる。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。暴対法に基づく県の暴力追放運動推進センターとして法定事業を実施しており、公益性は高い。		プロパー職員の雇用はないものの、業務に精通した常勤の役職員が配置されており、法人業務を行う上での組織体制は整っている。		賛助会員数維持と新規会員獲得による事業資金確保については、ほぼ目標を達成し、顧客満足度指数及び暴力団不当要求防止責任者講習受講者数は目標を達成した。		債権売却益により収支均衡が達成されなかったが、法人の安定的経営のために必要なものであり、債権売却益を除けば収支均衡を達成している。賛助会員の会費納入額が、減少傾向であるものの、適切なコスト管理により、安定的な経営が保たれている。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
<b>評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応(概要)</b>							
安定した経営基盤を維持するために、事業内容の見直しによるコスト縮減と賛助会員の獲得に向け、あらゆる機会を捉えた賛助会員の勧誘を行ったが、賛助会員の減少を止めることができなかった。さらに、令和3年度満期償還を迎えた債券について、各証券会社から情報を入手し、購入時点ではより利率の高い債券を購入できたが、結果的には減益となった。							

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

①令和4年度計算書類等

# 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議定款

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団による不当な行為を予防するために必要な事業を行い、及び暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、市民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の講習を行うこと。
- (8) 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当

該情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団の実態を把握し、効果的な追放運動を推進するため、関係機関、団体と連携した情報交換活動による調査及び資料収集活動を行うこと。
- (12) 前各号の事業に附帯する事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 資産及び会計

(財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項に規定する事業計画書及び収支予算書等については、当該書類を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。  
（評議員の職務及び権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(3) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項

及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなつたときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第35条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置くことができる。

2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。ただし、副会長のうち1名は秋田県警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べるることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べるることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第37条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 法人運営に関する規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第42条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項の定めによるものとする。

## 第10章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 足

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は新開 卓、業務執行理事は伊東幸博とする。
- 4 この法人の最初の理事は、新開 卓、伊東幸博、細谷敏夫、桜田裕之、佐藤實、桑原 功、内藤 徹、鎌田良雄、木村秀三とする。
- 5 この法人の最初の監事は、村岡淑郎、大沼文哉とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、内村和人、目黒 勵、鈴木 清、高木研一、新井昌吉、堀江敏明、保坂勝信とする。

### 附 則

この定款は、平成26年5月27日から施行する。

出資・出捐者名簿

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

令和4年4月1日

区分	数	備考
県	1	
市町村	25	
民間	1145	※団体名、個人名は事業の性質上公表していません。

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名： (公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

時 点： 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	斉藤 永吉	(株) 北都銀行名誉顧問
2	専務理事	成田 實	
3	理事	細谷 敏夫	(公社) 秋田県防犯協会連合会会長
4	理事	内藤 徹	秋田弁護士会弁護士
5	理事	三杉 孝昌	(公社) 秋田県トラック協会専務理事
6	理事	近藤 悦応	秋田県農業協同組合中央会常務理事
7	理事	長門 孝一	(公社) 秋田県宅地建物取引業協会専務理事
8	理事	辻 昭久	(協組) 秋田県卸センター理事長
9	理事	松山 智	(株) 北都銀行理事
10	監事	金子 治生	(協) 秋田県協同募金会事務局長兼理事
11	監事	伊藤 和美	(一社) 秋田県銀行協会常務理事兼事務局長
12	評議員	内村 和人	(一社) 秋田県警備業協会顧問
13	評議員	鈴木 清	秋田市飲食店組合環同連合会会長
14	評議員	松岡 信吉	秋田県遊技業協同組合理事長
15	評議員	武田 勝	(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター専務理事
16	評議員	稲岡 敬弘	秋田県少年保護育成委員連絡協議会会長
17	評議員	新野 建臣	秋田県保護司会連合会会長
18	評議員	渡辺 雅人	(一社) 秋田県建設業協会専務理事
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

# 令和4年度事業計画書

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

事業名	事業内容
<p>1 広報啓発活動 (第1号事業)</p>	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催            ア 暴排条例の周知を図り、県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、警察をはじめ関係機関・団体等広く県民を結集し、官民一体となった「第31回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催する。            イ 大会開催について新聞広告掲載、ホームページ及び県内各市町村広報等を活用した広報啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚            ア 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、各種講習・キャンペーンのほか、機関誌(紙)やポスター・パンフレット等を活用し、潜在化・不透明化する暴力団の実態を広く県民に知らせ、暴力団排除思想の普及と高揚を図る。            イ 路線バスを活用した広報            (ア) 路線バスに暴力団排除ステッカーを掲示して県民の暴力団排除意識を醸成する。            (イ) 路線バスの車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を紹介し、潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図る。            ウ 新聞広告による広報            新聞広告を活用し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図る。            エ 他機関広報誌(紙)等活用による広報            他機関広報誌(紙)、責任者講習及び各種研修会等を活用して広報を行い、相談制度の周知徹底及び県民会議の更なる知名度アップを図る。</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底            暴排条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」導入の推進            責任者講習や関係機関・団体との連絡協議会等を活用し、各種契約・約款に暴排条項導入の支援活動を推進する。</p> <p>(5) ホームページの有効活用            ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。</p>

事業名	事業内容
	<p>(6) 賛助会員の拡大 事業活動に対する理解と協力を確保するための広報活動を推進するとともに賛助会員制度の周知を図り、会員の維持拡大をして事業資金を確保する。</p>
<p>2 暴力団員等による 不当な行為の予防 に関する活動 (第2号事業)</p>	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を支援する。</p> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員に対し、暴力団関係情報等の提供、研修会の開催及び助成金の交付活動等により活性化を図る。</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携を強化し、効果的な支援活動を推進する。</p>
<p>3 暴力相談活動 (第3号事業)</p>	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 民事介入暴力や不当要求行為の暴力相談を適切かつ迅速に行うため弁護士、保護司、少年指導委員を暴力追放相談委員に委嘱し、それぞれの専門的知識・経験を生かした相談活動を推進する。</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応 ア 多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため関係機関・団体等の各相談窓口と緊密に連携し、的確な暴力相談の受理体制を確立する。 イ 各地区(ブロック別)毎に暴力相談所を開設して相談活動を推進する。</p> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進 ホームページ、路線バス車内放送、各種広報媒体を効果的に活用して暴力相談活動の周知を図り、利用の促進に努める。</p>
<p>4 少年に対する 暴力団の影響を 排除する活動 (第4号事業)</p>	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動 少年の健全育成を目指す関係機関・団体及び少年指導委員と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の暴力団組織への加入阻止を図る。</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に触手を伸ばす暴力団の実態等について、各種広報媒体による効果的な広報啓発活動を行い、県民の暴力団排除思想の高揚を図る。</p>
<p>5 暴力団離脱者 に対する支援活動 (第5号事業)</p>	<p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱支援活動 警察、刑務所、保護司会連合会等関係機関と連携して、暴力団組員等に対する組織からの離脱の働きかけを支援する。</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化 ア 協賛事業所を訪問して現況を把握し、離脱者就労に対する</p>

事業名	事業内容
	<p>理解と協力を求める。            イ 離脱者を雇用した事業所に対しては、速やかに雇用報奨金を支給するなど、継続した雇用先の確保に努める。</p> <p>(3) 離脱者、離脱希望者等に対する支援            離脱者及び離脱希望者に対する個々面接と助言等による就労支援を行い、生活基盤の安定を図る。</p>
<p>6 暴力団事務所            使用差止請求の            代行訴訟活動            (第6号事業)</p>	<p>(1) 住民等から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を実施する。</p> <p>(2) 制度の周知徹底を図るための広報を実施する。</p>
<p>7 不当要求防止            責任者講習の実施            (第7号事業)</p>	<p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底            暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進            責任者講習について、ホームページへの掲示等各種広報媒体を利用した効果的な広報を行い、受講の促進を図る。</p> <p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立            企業等の不当要求防止責任者に対して、最新の暴力団情勢に基づいた適切な対応の習得を重点とした責任者講習を計画的に実施し、被害防止体制の確立を図る。</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実            ア 受講者に対するアンケート調査等により、ニーズに対応した講習を実施する。            イ 弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。</p>
<p>8 不当要求            情報管理機関            に対する援助            (第8号事業)</p>	<p>(1) 研修会への講師派遣等            不当要求による被害を防止するための研修会等に講師を派遣し、講習の実施や各種資料の提供及び必要な助言・指導を実施する。</p> <p>(2) 暴力団の活動状況等の情報提供            関係機関との連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団員の活動状況等について情報提供する。</p> <p>(3) 照会に対する回答            照会に対しては、迅速・的確に対応する。</p>
<p>9 被害者の救済・            支援活動            (第9号事業)</p>	<p>(1) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援            警察と連携した暴力団事務所撤去運動等に対し、助成金を交付するなど、自主的組織活動を支援する。</p> <p>(2) 訴訟費用等の無利子貸付及び補助</p>

事業名	事業内容
	<p>暴力団等に対する訴訟費用及び損害に対する被害修復費用について、無利子貸付及び補助をする。</p> <p>(3) 見舞金の支給及びカウンセラー等の派遣要請 暴力団犯罪の被害者に対して見舞金を支給するほか、必要に応じて関係機関に対し、カウンセラー等の派遣を要請する。</p>
<p>10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)</p>	<p>(1) 少年指導委員研修会等の実施 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「少年指導委員」に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させる研修会を開催し、暴力団関係情報及び暴排資料等を提供する。 イ 警察本部人身安全対策課と連携し、効果的な研修会を開催する。</p>
<p>11 調査研究活動 (第11号事業)</p>	<p>(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 警察、弁護士会と連携し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び調査研究を行い、各種相談及び支援事業等に活用する。</p> <p>(2) アンケート調査の実施 県民会議の事業活動に対する理解度、認知度及び意見・要望等を把握するためアンケート調査を実施し、事業活動に反映させる。</p> <p>(3) 調査・資料の収集活動 警察や全国暴追センター及び東北ブロック暴追センターでの会議等で、県内外の暴力団情報を調査・収集し、広報資料、相談事業等への活用により、当該情報を広く県民に提供する。</p>
<p>12 その他</p>	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 当県民会議の事業活動を健全に推進するため、定期開催の理事会で事業報告を行い、その意見を求め事業を推進する。 イ 必要に応じて臨時理事会、臨時評議員会を開催する。</p> <p>(2) 暴力追放功労表彰の実施 暴力追放活動に功労があった個人及び団体に対して積極的に表彰を実施する。</p>

# 収支予算書総括表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,129,600	6,411,200	△ 281,600
事業収益			
委託費	2,715,000	2,714,570	430
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	8,200,000	8,200,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	17,044,600	17,325,770	△ 281,170
(2) 経常費用			
事業費	13,448,300	12,782,000	666,300
役員報酬	2,100,000	2,184,000	△ 84,000
給料手当	3,327,300	2,694,600	632,700
福利厚生費	894,700	809,900	84,800
研修会議費	112,100	141,500	△ 29,400
旅費交通費	383,500	318,100	65,400
通信運搬費	534,300	535,500	△ 1,200
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	179,400	170,600	8,800
修繕費	28,000	25,000	3,000
印刷製本費	1,158,700	1,191,800	△ 33,100
啓発費	1,556,500	2,047,100	△ 490,600
燃料費	43,200	53,400	△ 10,200
光熱水料費	60,000	79,200	△ 19,200
賃借料	833,700	771,900	61,800
保険料	101,300	72,300	29,000
諸謝金	393,600	407,200	△ 13,600
租税公課	24,200	24,200	0
支払助成金	540,000	486,000	54,000
支払給付金	280,000	280,000	0
雑費	297,900	489,700	△ 191,800
減価償却費	599,900	0	599,900
管理費	4,719,340	4,718,800	540
役員報酬	900,000	936,000	△ 36,000
給料手当	1,727,200	1,796,400	△ 69,200
福利厚生費	252,200	408,800	△ 156,600
会議費	31,600	39,200	△ 7,600
旅費交通費	80,700	80,200	500
通信運搬費	78,300	79,500	△ 1,200
消耗什器備品費	10,000	10,000	0

	消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000
	修繕費	12,000	30,000	△ 18,000
	印刷製本費	19,300	21,500	△ 2,200
	燃料費	8,640	23,500	△ 14,860
	光熱水料費	40,000	52,800	△ 12,800
	賃借料	446,600	374,800	71,800
	保険料	28,500	17,000	11,500
	諸謝金	594,000	654,000	△ 60,000
	租税公課	10,400	12,800	△ 2,400
	支払負担金	112,200	112,200	0
	雑費	100,600	50,100	50,500
	減価償却費	257,100	0	257,100
	経常費用計	18,167,640	17,500,800	666,840
	調整前当期経常増減額	△ 1,123,040	△ 175,030	△ 948,010
	評価損益等計	0	0	0
	当期経常増減額	△ 1,123,040	△ 175,030	△ 948,010
2,	経常外増減の部			0
(1)	経常外収益			0
	経常外収益計	0	0	0
(2)	経常外費用			0
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 1,123,040	△ 175,030	△ 948,010
	一般正味財産期首残高	15,536,828	15,711,858	△ 175,030
	一般正味財産期末残高	14,413,788	15,536,828	△ 1,123,040
II	指定正味財産増減の部	0	0	0
	基本財産運用益	6,381,906	6,381,906	0
	基本財産受取利息	6,381,906	6,381,906	0
	一般正味財産への振替額	6,129,600	6,411,200	△ 281,600
	一般正味財産への振替額	6,129,600	6,411,200	△ 281,600
	当期指定正味財産増減額	252,306	△ 29,294	281,600
	当期指定正味財産期首残高	581,528,079	581,557,373	△ 29,294
	当期指定正味財産期末残高	581,780,385	581,528,079	252,306
III	正味財産期末残高	596,194,173	597,064,907	△ 870,734

# 収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

【公益目的事業会計】

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
事業収益			
委託費	2,715,000	2,714,570	430
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	6,560,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	12,339,800	12,480,170	△ 140,370
(2) 経常費用			
事業費	13,448,300	12,782,000	666,300
役員報酬	2,100,000	2,184,000	△ 84,000
給料手当	3,327,300	2,694,600	632,700
福利厚生費	894,700	809,900	84,800
研修会議費	112,100	141,500	△ 29,400
旅費交通費	383,500	318,100	65,400
通信運搬費	534,300	535,500	△ 1,200
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	179,400	170,600	8,800
修繕費	28,000	25,000	3,000
印刷製本費	1,158,700	1,191,800	△ 33,100
啓発費	1,556,500	2,047,100	△ 490,600
燃料費	43,200	53,400	△ 10,200
光熱水料費	60,000	79,200	△ 19,200
賃借料	833,700	771,900	61,800
保険料	101,300	72,300	29,000
諸謝金	393,600	407,200	△ 13,600
租税公課	24,200	24,200	0
支払助成金	540,000	486,000	54,000
支払給付金	280,000	280,000	0
雑費	297,900	489,700	△ 191,800
減価償却費	599,900	0	599,900
経常費用計	13,448,300	12,782,000	666,300
調整前当期経常増減額	△ 1,108,500	△ 301,830	△ 806,670
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,108,500	△ 301,830	△ 806,670
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0

	経常外収益計	0	0	0
	(2) 経常外費用			0
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 1,108,500	△ 301,830	△ 806,670
	一般正味財産期首残高	6,689,068	6,990,898	△ 301,830
	一般正味財産期末残高	5,580,568	6,689,068	△ 1,108,500
II	指定正味財産増減の部	0	0	0
	基本財産運用益	3,190,953	3,190,953	0
	基本財産受取利息	3,190,953	3,190,953	0
	一般正味財産への振替額	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
	一般正味財産への振替額	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
	当期指定正味財産増減額	126,153	△ 14,647	140,800
	当期指定正味財産期首残高	290,764,040	290,778,687	△ 14,647
	当期指定正味財産期末残高	290,890,193	290,764,040	126,153
III	正味財産期末残高	296,470,761	297,453,108	△ 982,347

# 収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

【法人会計】

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
事業収益			
委託費	0	0	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	1,640,000	1,640,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	4,704,800	4,845,600	△ 140,800
(2) 経常費用			
管理費	4,719,340	4,718,800	540
役員報酬	900,000	936,000	△ 36,000
給料手当	1,727,200	1,796,400	△ 69,200
福利厚生費	252,200	408,800	△ 156,600
会議費	31,600	39,200	△ 7,600
旅費交通費	80,700	80,200	500
通信運搬費	78,300	79,500	△ 1,200
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000
修繕費	12,000	30,000	△ 18,000
印刷製本費	19,300	21,500	△ 2,200
燃料費	8,640	23,500	△ 14,860
光熱水料費	40,000	52,800	△ 12,800
賃借料	446,600	374,800	71,800
保険料	28,500	17,000	11,500
諸謝金	594,000	654,000	△ 60,000
租税公課	10,400	12,800	△ 2,400
支払負担金	112,200	112,200	0
雑費	100,600	50,100	50,500
減価償却費	257,100	0	257,100
経常費用計	4,719,340	4,718,800	540
調整前当期経常増減額	△ 14,540	126,800	△ 141,340
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 14,540	126,800	△ 141,340
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0

	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 14,540	126,800	△ 141,340
	一般正味財産期首残高	8,847,760	8,720,960	126,800
	一般正味財産期末残高	8,833,220	8,847,760	△ 14,540
II	指定正味財産増減の部	0	0	0
	基本財産運用益	3,190,953	3,190,953	0
	基本財産受取利息	3,190,953	3,190,953	0
	一般正味財産への振替額	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
	一般正味財産への振替額	3,064,800	3,205,600	△ 140,800
	当期指定正味財産増減額	126,153	△ 14,647	140,800
	当期指定正味財産期首残高	290,764,039	290,778,686	△ 14,647
	当期指定正味財産期末残高	290,890,192	290,764,039	126,153
III	正味財産期末残高	299,723,412	299,611,799	111,613

# 収支予算書内訳表

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1, 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	3,064,800	3,064,800	0	6,129,600
事業収益				
責任者講習受託収益	2,715,000	0	0	2,715,000
受取寄附金・賛助金				
受取賛助金	6,560,000	1,640,000	0	8,200,000
雑収益				
受取利息	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0
経常収益計	12,339,800	4,704,800	0	17,044,600
(2) 経常費用				
事業費	13,448,300		0	13,448,300
役員報酬	2,100,000		0	2,100,000
給料手当	3,327,300		0	3,327,300
福利厚生費	894,700		0	894,700
研修会議費	112,100		0	112,100
旅費交通費	383,500		0	383,500
通信運搬費	534,300		0	534,300
消耗什器備品費	0		0	0
消耗品費	179,400		0	179,400
修繕費	28,000		0	28,000
印刷製本費	1,158,700		0	1,158,700
啓発費	1,556,500		0	1,556,500
燃料費	43,200		0	43,200
光熱水料費	60,000		0	60,000
賃借料	833,700		0	833,700
保険料	101,300		0	101,300
諸謝金	393,600		0	393,600
租税公課	24,200		0	24,200
支払助成金	540,000		0	540,000
支払給付金	280,000		0	280,000
雑費	297,900		0	297,900
減価償却費	599,900		0	599,900
管理費		4,719,340	0	4,719,340
役員報酬		900,000	0	900,000
給料手当		1,727,200	0	1,727,200
福利厚生費		252,200	0	252,200
会議費		31,600	0	31,600
旅費交通費		80,700	0	80,700
通信運搬費		78,300	0	78,300
消耗什器備品費		10,000	0	10,000
消耗品費		10,000	0	10,000
修繕費		12,000	0	12,000
印刷製本費		19,300	0	19,300

燃料費		8,640	0	8,640
光熱水料費		40,000	0	40,000
賃借料		446,600	0	446,600
保険料		28,500	0	28,500
諸謝金		594,000	0	594,000
租税公課		10,400	0	10,400
支払負担金		112,200	0	112,200
雑費		100,600	0	100,600
減価償却費		257,100	0	257,100
経常費用計	13,448,300	4,719,340	0	18,167,640
調整前当期経常増減額	△ 1,108,500	△ 14,540	0	△ 1,123,040
評価損益等	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,108,500	△ 14,540	0	△ 1,123,040
2, 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,108,500	△ 14,540	0	△ 1,123,040
一般正味財産期首残高	6,689,068	8,847,760	0	15,536,828
一般正味財産期末残高	5,580,568	8,833,220	0	14,413,788
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	3,190,953	3,190,953	0	6,381,906
基本財産受取利息	3,190,953	3,190,953	0	6,381,906
一般正味財産への振替額	3,064,800	3,064,800	0	6,129,600
一般正味財産への振替額	3,064,800	3,064,800	0	6,129,600
当期指定正味財産増減額	126,153	126,153	0	252,306
指定正味財産期首残高	290,764,040	290,764,039	0	581,528,079
指定正味財産期末残高	290,890,193	290,890,192	0	581,780,385
III 正味財産期末残高	296,470,761	299,723,412	0	596,194,173

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

②令和3年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

**財産目録**  
令和4年3月31日現在

公益財団法人 暴力団排除秋田県民会館

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
普通預金	前払金	秋田銀行本店 (通帳:357877) 秋田銀行本店 (通帳:357916) 北都銀行本店 (通帳:788755) J A秋田なまはげ 農協ビル支店 (通帳:3364383)	運転資金として	6,925,399
				4,081,529
				0
				2,689,271
		秋田市文化会館	令和4年6月文化会館使用料	154,599
		公益財団法人全国防犯協会連合会	令和4年7月文化会館使用料	162,763
		2円8枚/10円9枚/20円7枚	令和4年度団体傷害保険料	3,300
		84円5枚/120円2枚 切手	未使用分	92,733
				56,730
				906
<b>流動資産合計</b>				<b>7,079,068</b>
<b>(固定資産)</b>				
基本財産	定期預金	秋田銀行本店 (証書:2546886) 北都銀行本店 (証書:8053510) J A秋田なまはげ 農協ビル支店 (証書:1186731)	公益目的保有財産	30,000,000
			運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	10,000,000
				10,000,000
				10,000,000
	投資有価証券	野村証券 第9回 利付国債 野村証券 第144回 利付国債 日興証券 第62回 利付国債 大和証券 第60回 電源開発債 大和証券 第11回 東京電力パワーグリッド債 大和証券 第48回 東京電力パワーグリッド債	公益目的保有財産	550,552,279
運用益を公益目的事業の財源として60%、 管理運営費に50%使用している。			99,790,098	
			150,770,667	
			49,991,514	
				100,000,000
				50,000,000
				100,000,000
	普通預金	秋田銀行本店 (通帳:755767)	公益目的保有財産	1,202,201
			運用益を公益目的事業の財源として60%、 管理運営費に50%使用している。	
<b>基本財産合計</b>				<b>581,754,480</b>
特定資産	暴力団排除活動推進資産 普通預金 運用資金積立資産 普通預金 被害者支援積立資産 普通預金	秋田銀行本店 (通帳:1056980) 秋田銀行本店 (通帳:291324) 秋田銀行本店 (通帳:291332)	租事務所使用禁止請求訴訟事案に関する 費用として管理されている預金。	5,000,000
				5,000,000
			公益目的保有財産	740,799
			運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	740,799
				2,564,711
				2,564,711
<b>特定資産合計</b>				<b>8,305,510</b>
その他 固定資産	車両運搬具 什器備品1 什器備品2 電話加入権	トヨタカローラ (令和4年1月) ノートパソコン (平成25年) 暴力団検索システム (平成28年) 2台分 (824-8989・824-3500)	公益目的保有財産	1,284,730
			公益目的事業の用に70%、管理運営の用に 30%供している。	1
			公益目的事業の用に100%供している。	1
			公益目的事業の用に70%、管理運営の用に 30%供している。	149,968
<b>その他固定資産合計</b>				<b>1,434,700</b>
<b>固定資産合計</b>				<b>591,494,690</b>
<b>資産合計</b>				<b>598,573,758</b>
<b>(流動負債)</b>				
未払金	預り金	日本年金機構秋田年金事務所に対する未払額 ソフトバンク(株)に対する未払額 日本マイシステム(株)に対する未払い額 NTTぷららに対する未払額 日本郵便(株)に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 協和石油(株)に対する未払額 秋田県警察本部(県知事)に対する未払額 社会保険料被保険者負担分(3名)	社会保険料(3月分)	231,092
			電話使用料(相談用)(3月分)	94,395
			電話使用料(3月分)	4,016
			インターネット使用料(3月分)	9,266
			郵便費(3月分)	4,180
			コピー使用料(3月分)	64,135
			BBモバイル(3月分)	38,813
			公用車燃料費(3月分)	3,828
			庁舎使用光熱水料費(3月分)	2,531
				9,928
				92,127
				92,127
<b>流動負債合計</b>				<b>323,219</b>
<b>(固定負債)</b>				<b>0</b>
<b>固定負債合計</b>				<b>0</b>
<b>負債合計</b>				<b>323,219</b>
<b>正味財産</b>				<b>598,250,539</b>

# 令和3年度事業報告書

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

事業名	事業内容
<p>1 広報啓発活動 (第1号事業)</p>	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第30回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。 ア 8月20日(金)、ホテルメトロポリタンにおいて開催し、関係者約100人参加 イ 表彰状授与(暴排活動功労者) ・東北ブロック表彰：2個人 ・県表彰：13個人 ウ 感謝状贈呈(設立に大きく貢献した企業及び組織運営に貢献した役員等) ・12企業、6個人 《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員、県民会議職員参加》</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 ア) 路線バスを活用した広報 路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用して暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 【ステッカー貼付】 ・対象車両：秋田中央交通バス3台 (車内用ステッカー2台、車外用ステッカー1台) ・貼付期間：1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 【車内放送】 ・対象車両：秋田中央交通バスの内、バス停「千秋瀨」と「柵前」の間を通過する全車両 ・放送区間：秋田中央交通バス停「千秋瀨」と「柵前」の間 ・放送期間：1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日) イ) 新聞広告による広報 新聞広告(秋田魁新聞)を掲載し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)の紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。(1回 9月) ロ) 他機関広報誌活用 秋田県遊技業協同組合機関誌「秋遊協会報 第178号」に「～暴力に負けぬ勇気で作る町～」暴力団追放「三ない運動+1」の実践、賛助会員募集の広告を掲載。(R4.1月) イ 暴排資料等の作成・配布 【作成】 ア) 全国センターだより(4月：98号 90部、7月：99号 90部 計180部) (10月：100号 90部、1月：101号 90部 計180部) イ) 不当要求防止責任者教本(4月 400部・7月 500部) ロ) 暴追クリアファイル(4月 1,000部)</p>

事業名	事業内容
	(エ) (公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (5月 2,300部) (オ) 暴排チラシ (三ない運動) (5月 2,000枚) (カ) 民暴相談のしおり<2021年版> (5月 100部) (キ) 暴排ポスター (6月 750部) (ク) 暴追マスクスタンド (7月 130個) (ケ) 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢 <2021年版> (6月 2,300部) (コ) 機関誌AOC (11月 850部) (サ) 暴追ボールペン (11月 1,000個) (シ) 暴追付箋 (11月 1,000部) (ス) 暴力団追放カレンダー <2022年版> (12月 850部)
	<b>【配布】</b> (ア) 全国センターだより (関係機関団体、役員等 5月：98号58部、7月：99号58部 計116部) (関係機関団体、役員等 10月：100号80部、1月：101号80部 計160部) (イ) 暴追クリアファイル (賛助会員等：4月～8月 741部) (各種会議等随時) (ウ) 暴排ポスター (関係機関団体等：(5月・6月 612枚) (エ) 不当要求防止責任者教本(2020・2021年版) (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部) (オ) 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢(2020・2021年版) (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部) (離脱者支援協賛事業所：12月 24部) (賛助会員・各種会議等 1,000部) (カ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部) (離脱者支援協賛事業所：12月 24部)・(各種会議等随時) (音楽隊コンサート11月・各種会議等 1,000部) (キ) 暴排チラシ (不当要求防止責任者講習：5月～12月・725枚) (地区暴力追放推進委員会：11月～12月 500枚) (警察音楽隊コンサート：11月 200枚) (各種会議等随時) (ク) 暴追メモ帳 (地区暴追委員会：11月・12月 300部) (離脱者支援協賛事業所：12月 24部) (各種会議等随時) (ケ) 暴追マスクスタンド (県民大会・地区暴追委員会：8月・12月 110個) (離脱者支援協賛事業所：12月 24個) (コ) 暴追ボールペン (離脱者支援協賛事業所：12月 28本) (各種会議等随時) (賛助会員：H3.3月 710本) (サ) 青少年を暴力団から守るためのQ&A (不当要求防止責任者講習・各種会議等随時) (シ) 暴追ポケットティッシュ (地区暴追委員会・各種会議等随時) (ス) イラストで見る「暴力団等に対する」基本的対応要領 (各種会議等随時) (セ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.48」 (賛助会員、関係機関団体、役員等：11月・850部) (地区暴追委員会：11月 41部) (ソ) 暴追ステッカー (新規入会賛助会員) (随時) (タ) 暴追カレンダー (役員、賛助会員、関係機関団体等：12月 750部)

事業名	事業内容
	<p>(f) 暴力団の介入を防止するために (各種会議等随時)</p> <p>(g) 暴追除菌スプレー (各種会議等随時)</p> <p>ウ 機関紙(誌)の作成・配布</p> <p>(7) 機関紙「あきた県民会議 Joho」《相談員作成》 (219号～229号 11回)</p> <p>(i) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol. 48」 〈会長・副会長、役員、顧問、公安委員、暴力追放相談委員・警察関係者、賛助会員等〉 (11月 850部)</p> <p>エ キャンペーンへの参加 秋田拠点センター「アルベ」“きらめき広場”において開催された秋田県警主催「年末年始特別警戒出動式」に参加。 《理事長以下県民会議職員参加》(12/13)</p> <p>オ 民間自主的組織活動への支援</p> <p>(7) 民間企業へ暴力団情勢に関する資料及び暴排チラシ等を提供。(随時)</p> <p>(i) 各地区暴力追放運動推進委員会に対して、暴排活動に必要な資料、ポスター及び暴排グッズ等を提供。(随時)</p> <p>(2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 責任者講習時や各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年)</p> <p>(3) 各種契約に「暴排条項」の導入を推進 責任者講習時や各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年)</p> <p>(4) ホームページの有効活用 (通年)</p> <p>ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。</p> <p>イ 主な掲載内容 県民会議主催の行事や暴排活動等を紹介するなど内容の充実を図り、タイムリーな情報提供を実施。</p> <p>(7) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示、賛助会員の募集</p> <p>(i) 不当要求防止責任者講習 a 受講までの手続き b 開催日程・場所等</p> <p>(g) 不当要求被害防止DVDの無料貸出一覧表</p> <p>(e) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」</p> <p>(f) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況</p> <p>(h) 暴力追放功労者表彰(全国表彰)</p> <p>(k) 機関紙「あきた県民会議 Joho」</p> <p>(5) 賛助会員の拡大</p> <p>ア 責任者講習や各種会合等でリーフレット「(△)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等の配布による募集広報を実施。(通年)</p> <p>イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用した募集広報を実施。(通年)</p> <p>ウ 賛助会員数(令和4年3月31日現在)</p> <p>(7) 賛助会員数 660企業、31個人(807.5口)</p> <p>(i) 賛助金納入状況 642企業、30個人(784万5,000円) (令和3年度 新規加入15.5口、退会31.5口、増額5口、減額0口)</p>

事業名	事業内容
2 暴力団員等による 不当な行為の予防 に関する活動 (第2号事業)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (ア) 機関紙「あきた県民会議 Joho」《専断制作》 (R3.4月～R4.3月 219号～229号 11回) (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (随時) イ 不当要求被害防止DVDの貸出 (4月) (ア) こまち農業協同組合 ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 (イ) アルソック秋田株式会社 (4月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 (ウ) (株) 菱明三菱会社 (6月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 (エ) 伊藤羽州建設株式会社 (8月) ◇「暴力団排除～入札妨害・就労支援」 (オ) 大館市役所 (11月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 (カ) DOWAホールディングス株式会社 (11月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 ◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」 (キ) 日本防災通信協会 (12月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 ◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」 ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 (ク) アクネス不動産株式会社 (12月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 (ケ) 秋田県信用保証協会 (12月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 ◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」 ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 ◇「事前の備えこそ 最大の防御」 (コ) 秋田労働基準監督署 (1月) ◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」 ◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」 ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 ウ 不当要求被害防止DVDの活用 不当要求防止責任者講習において不当要求被害防止DVD 「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード” と対策ポイント」等を活用した視聴覚教養を実施。(通年) (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 ア 暴力追放推進委員の委嘱 第14期の暴力追放推進委員〔任期：令和2年4月1日～令和4 年3月31日〕として、県内14地区の245人を委嘱。 イ 活動支援金の交付 県内14地区の暴力追放推進委員会に活動支援金として、暴 力追放推進委員1人につき2,000円を交付。(6月) ウ 暴力団情報・資料の提供、研修会の開催 (ア) 各地区にパンフレット、チラシ、暴追グッズ等を提供。 (イ) 全県の暴力追放推進委員を対象に県内を3ブロックに区分 し、各地区ごとに暴力追放推進委員研修会を開催。 ◇県北地区 《専断理事、事務局長出席》 (11/10) ◇中央・由利地区 《専断理事、事務局長出席》 (11/9) ◇県南地区 《専断理事、事務局長出席》 (11/12) エ 活動用キャップの製作・提供 各地区の効果的活動及び活性化を図り、地区ごとに活動用 キャップを製作し提供。(R4.3月)

事業名	事業内容
	<p>(3) 関係機関・団体との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種会合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 秋田県被害者支援連絡協議会総会 《事務局長対応》 (10月：書面議決)</li> <li>(イ) 弁護士会・県警組織犯罪対策課との民暴研究会 《専務理事・川口相談員出席》 (10/29)</li> <li>(ウ) 国土交通省・弁護士会・県警組織犯罪対策課との意見交換会 《専務理事出席》 (11/29)</li> <li>(エ) 司法修習生に対する講義 《専務理事出席》 (R4. 1/24)</li> <li>(オ) 秋田県ホテル・連絡施設連絡協議会 (1月：書面議決)</li> </ul> </li> </ul>
<p>3 暴力相談活動 (第3号事業)</p>	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暴力追放相談委員として、弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を理事長名で委嘱〔任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日〕。</li> <li>イ 常勤相談委員 1人 (警察OB)</li> <li>ウ 暴力追放相談委員として委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。</li> </ul> <p>(2) 暴力相談への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による、随時無料巡回相談所を継続開設。</li> <li>イ 相談活動実施状況 (R3. 4. 1～R4. 3. 31) <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 相談受案件数 128件 (前年比 -54件)</li> <li>(イ) 相談対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 企業 106件</li> <li>b 行政 15件</li> <li>c その他 7件</li> </ul> </li> <li>(ウ) 相談種別 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法9条各号の行為 0件</li> <li>b 縄張に係る禁止行為に関する相談 0件</li> <li>c 準暴力的要求行為の要求等に係る相談 0件</li> <li>d 離脱・勧誘・加入強要に係る相談 0件</li> <li>e 暴力団事務所等に係る相談 0件</li> <li>f 民事訴訟に係る相談 1件</li> <li>g 刑罰法令に関する相談 1件</li> <li>h 刑罰法令以外の行為 1件</li> <li>i 暴対法に関する相談 30件 (センター事業 17件、その他 13件)</li> <li>j その他の暴力関係 96件 (反社勢力に関する照会等)</li> </ul> </li> <li>(エ) 相談内容の対象暴力団等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定暴力団 3件 (山口組・稲川会)</li> <li>b 準構成員等 0件</li> <li>c その他 125件</li> </ul> </li> <li>(オ) 処理状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 解決 126件</li> <li>b 引継ぎ 2件 (警察1件・弁護士会 1件)</li> <li>c 継続処理中 0件</li> </ul> </li> <li>(カ) 相談者の業種別 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 行政 15件</li> <li>b 公益事業 3件</li> <li>c 金融・保険業 46件</li> <li>d 警備業 21件</li> <li>e 不動産業 22件</li> <li>f 運輸業 0件</li> <li>g サービス業 3件</li> <li>h 建設業 2件</li> <li>i 卸売・小売業 2件</li> <li>j 産廃業 0件</li> <li>k 農・林・漁業 0件</li> <li>l その他の産業 3件</li> <li>m 無職 4件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

事業名	事業内容
	<p>(3) 「暴力相談」利用の促進 (通年)</p> <p>ア ホームページによる広報の実施。 (通年)</p> <p>イ 路線バスを活用した広報 路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話（フリーダイヤル）を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (通年)</p> <p>ウ 各種会合等で、資料（小冊子）、チラシ、パンフレット等を配布するとともに広報を実施。 (通年)</p> <p>エ 不当要求防止責任者講習における広報 (ア) リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布及び広報を実施。 (25回 725人)</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習の会場において「巡回暴力相談所」を開設。 (18回)</p> <p>オ 他機関紙(誌)を活用した広報 秋田県警察及び秋田県が発行する各種相談窓口一覧表に掲載依頼し、「暴力相談」利用の促進を図った。</p>
<p>4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)</p>	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <p>○ 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>ア 弁護士10人、少年指導委員5人、保護司5人を暴力相談委員に委嘱し、少年相談への対応体制を構築するとともに、関係機関・団体との連携強化。 (4/1)</p> <p>イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において、関係機関・団体と情報交換。 《事務局長出席》 (9/14)</p> <p>ウ 少年指導委員研修会における講話 警察本部少年女性安全課と連携し、「秋田県少年指導委員研修会」において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。 《専務理事出席》 (11/4、11/18)</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <p>ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に有効活用。 《事務局長出席》 (9/14)</p> <p>イ 少年指導委員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。 《専務理事出席》 (11/4、11/18)</p> <p>ウ 不当要求防止責任者講習受講者の中の学校関係者（高等学校及び教育委員会職員）に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、生徒指導への活用を図るために有効活用。 《専務理事、事務局長、川口相談委員出席》 (通年)</p>
<p>5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)</p>	<p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動</p> <p>ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。 (通年)</p> <p>イ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年)</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化</p> <p>ア 暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所への協力要請依頼 県内24の暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所に対して依頼文書を発出するとともに、秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーとともに協賛事業所を訪問し、事業所の実情把握と離脱者の雇用について理解と協力要請を実施。</p>

事業名	事業内容
	<p style="text-align: right;">《専務理事、川口相談委員出席》（12月）</p> <p>イ 令和3年度における雇用報奨金の支給は、取扱いなし。</p> <p>(3) 離脱希望者等に対する支援 令和3年度における取扱いなし。</p>
<p>6 暴力団事務所 使用差止請求の 代行訴訟活動 (第6号事業)</p>	<p>(1) 制度の周知徹底を図るための広報        ア ホームページへの掲載。 (通年)        イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布 (通年)        による広報を実施。        ウ チラシ等の暴排資料による広報を実施。 (通年)        エ リーフレット及びチラシ等に基づき、関係機関との会議、        不当要求防止責任者講習等において広報を実施。 (通年)</p> <p>(2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動        令和3年度における暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟        活動は、取扱いなし。</p>
<p>7 不当要求防止 責任者講習の実施 (第7号事業)</p>	<p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底        不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び政府指針        (企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針) に        ついて解説。 (25回 725人)</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進        ア ホームページ及びリーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議        の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載        の上、受講促進を実施。 (通年)        イ 警察本部組織犯罪対策課と連携の上、受講歴のある者、受講        希望者に対する受講案内の送付。 (通年)</p> <p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立        不当要求防止責任者講習では、講習資料として「不当要求防止        責任者教本」を受講者全員に配布するとともに、不当要求被害        防止対応DVD等を活用しながら、責任者の役割、対応のため        の基本的心構え、具体的対応要領、事業所内における対応マニ        ュアルの作成等について教示し、被害防止体制確立の重要性を        訴えた。 《専務理事、事務局長、川口相談委員出席》 (25回 725人)</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実        ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容        (ア) 講習実施の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習        に反映させ充実を図っている。 (通年)        (イ) 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を        実施。 (通年)        (ウ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話        を実施。 (通年)        (エ) 不当要求対応DVD「不当要求・クレームへの初期対応        効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」等を活用した研修        を実施。 (通年)        (オ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び        特殊詐欺被害事例等紹介による研修を実施。 (通年)</p> <p>イ 講習の実施状況 (令和3年度)        (ア) 県内10会場において開催        (イ) 実施回数 25回(昨年同数)        (ウ) 講習受講者数 725人(昨年比 +89人)</p>

事業名	事業内容
	<p>a 選任時講習 349人  b 定期講習 376人  (エ) 講習対象別  a 公務所 135人      h 警備業 9人  b 金融・保険業 220人      i 運輸・運送業 11人  c 建設・不動産 141人      j 製造業 8人  d 販売業 62人      k その他 35人  e サービス業 83人  f 娯楽業 10人  g 医療機関 10人</p> <p>(5) 不当要求被害防止研修会の開催  (7) 秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による「民事暴力防止研究会」  《専務理事、川口相談員出席》(10/29)  (4) 国道交通省東北地方整備局、秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による検討会  《専務理事出席》(11/29)  (7) 秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による「不当要求防止責任者講習勉強会」  《川口相談員》(12/27)</p>
<p>8 不当要求  情報管理機関  に対する援助  (第8号事業)</p>	<p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供  秋田県銀行警察連絡協議会及び秋田県証券警察連絡協議会等の関係機関と連絡を密にし、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。  (通年)</p> <p>(2) 照会に対する回答 (通年)  各機関・団体等からの照会に対しては、迅速的確に対応。</p>
<p>9 被害者の救済・  支援活動  (第9号事業)</p>	<p>(1) 令和3年度における被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報  ア ホームページへの掲載による広報を実施。  イ リーフレット(「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」)、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。  (通年)</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報  リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報を実施。  ア 犯罪被害者週間「県民のつどい」  イ 不当要求防止責任者講習  《共催》(11/28)  《事務局長、川口相談員出席》(10回)</p>
<p>10 少年指導委員の  活動に必要な研修  等の実施  (第10号事業)</p>	<p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施  警察本部少年女性安全課と連携し、秋田県少年指導委員研修会に出席し、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。  《事務局出席》(11/4, 11/18)</p> <p>(2) 資料配布  少年指導委員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。  《専務理事出席》(11/4, 11/18)</p>
<p>11 調査研究活動  (第11号事業)</p>	<p>(1) 秋田弁護士会、国土交通省東北地方整備局との連携強化  秋田弁護士会、国土交通省東北地方整備局と県民会議による「不当要求に関する検討会」を開催し、情報交換及び研究を実施。  《専務理事出席》(11/29)</p>

事業名	事業内容
	<p>(2) アンケート調査の実施            不当要求防止責任者講習時に県民会議の認知度、事業に対する理解度、講習に対する要望・意見等を把握するためのアンケート調査を実施し、その集約結果を県警察、弁護士会と共有するとともに事業活動等に反映。            (令和3年度 実施回数25回、実施対象725人、回答者724人、回答率99.8%) (通年)</p> <p>(3) 調査・資料収集活動            警察庁「口座開設支援研修」(インターネット会議)            《専務理事出席》(R4.1/13)</p>
12 その他	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催            ア 令和3年度理事会の開催            (ア) 第1回通常理事会 (5/7)            (イ) 第2回臨時理事会 (6/7)            (ウ) 第3回臨時理事会(書面表決) (7/12)            (エ) 第4回通常理事会 (10/25)            (オ) 第5回通常理事会 (R4.3/28)</p> <p>イ 令和3年度評議員会の開催            (ア) 定時評議員会(書面表決) (6/7)            (イ) 臨時評議員会(書面表決) (7/21)</p> <p>(2) 暴力追放功勞表彰            ア 東北ブロック表彰：2個人 (8/20)            イ 県表彰：13個人 (8/20)            ウ 感謝状：11団体、6個人 (8/20)            エ 全国表彰(個人)            全国暴力追放運動中央大会〔東京都 明治記念館〕 (11/25)            (ア) 暴力追放榮譽銀章 1人            (イ) 暴力追放榮譽銅章 1人</p> <p>(3) 他機関・団体との諸会合            ア 2022' 四団体合同新年大祝賀会〔秋田市飲食店組合環同連合会ほか〕            《理事長出席》(R4.1/11)</p>

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	6,925,399	6,799,059	126,340
普通預金	6,925,399	6,799,059	126,340
前払金	152,763	151,906	857
貯蔵品	906	268	638
流動資産合計	7,079,068	6,951,233	127,835
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	
投資有価証券	550,552,279	550,580,442	△28,163
その他基本財産	1,202,201	1,202,201	
基本財産合計	681,754,480	681,782,643	△28,163
(2) 特定資産			
暴力団排除活動推進資産	5,000,000	5,000,000	
運用資金積立資産	740,799	740,799	
被害者支援積立資産	2,564,711	2,564,711	
特定資産合計	8,305,510	8,305,510	
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,284,730	1	1,284,729
什器備品	2	2	
電話加入権	149,968	149,968	
その他固定資産合計	1,434,700	149,971	1,284,729
固定資産合計	691,494,690	690,238,124	1,256,566
資産の部合計	698,573,758	697,189,357	1,384,401
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	231,092	211,655	19,437
預り金	92,127	89,143	2,984
流動負債合計	323,219	300,798	22,421
2 固定負債			
負債の部合計	323,219	300,798	22,421
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	581,754,480	581,782,643	△28,163
指定正味財産合計	581,754,480	581,782,643	△28,163
(うち基本財産への充当額)	( 581,754,480)	( 581,782,643)	( △28,163)
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	( 8,305,510)	( 8,305,510)	( )
正味財産の部合計	598,250,539	596,888,559	1,361,980
負債及び正味財産合計	698,573,758	697,189,357	1,384,401

# 貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	(公財)暴力団排除秋田県民会議			内部取引等消去	合 計
	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計		
I 資産の部					
1 流動資産			4,815,982		6,925,399
現金預金	2,109,417		10,930		162,763
前払金	141,833		906		906
貯蔵品					
流動資産合計	2,251,250		4,827,818		7,079,068
2 固定資産					30,000,000
(1) 基本財産			15,000,000		660,552,279
定期預金	15,000,000				276,276,140
投資有価証券	276,276,140		276,276,139		1,202,201
その他基本財産	601,100		601,101		681,754,480
基本財産合計	290,877,240		290,877,240		
(2) 特定資産					5,000,000
暴力団排除活動推進資産	5,000,000				740,799
運用資金積立資産	370,399		370,400		2,684,711
被害者支援積立資産	1,282,356		1,282,356		8,305,610
特定資産合計	6,652,755		1,652,755		
(3) その他固定資産			305,419		1,284,780
車両運搬具	899,311				2
什器備品	2		44,990		149,968
電話加入権	104,978		430,409		1,434,700
その他固定資産合計	1,004,291		292,960,404		591,494,690
固定資産合計	298,534,286		297,785,222		598,673,758
資産の部合計	300,785,536				
II 負債の部					
1 流動負債			58,278		231,092
未払金	172,814		32,414		92,127
預り金	59,713		90,692		323,219
流動負債合計	232,527				
2 固定負債					
負債の部合計	232,527		90,692		323,219
III 正味財産の部					
1 指定正味財産			290,877,240		581,754,480
出捐金	290,877,240		290,877,240		581,754,480
指定正味財産合計	290,877,240		290,877,240		581,754,480
(うち基本財産への充当額)	( 290,877,240)	( )	( 290,877,240)	( )	( 581,754,480)
2 一般正味財産			6,817,640		16,496,069
(うち特定資産への充当額)	( 9,678,519)	( )	( 1,652,755)	( )	( 8,305,610)
(うち基本財産への充当額)	( 6,652,755)	( )	( )	( )	( )
一般正味財産合計	900,655,759		297,694,780		598,250,539
正味財産の部合計	300,785,536		297,785,472		598,673,758
負債及び正味財産合計	300,785,536				

## 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,416,414	6,412,022	4,392
特定資産運用益			
特定資産受取利息	78	78	
受取会費			
賛助会員受取会費	7,845,000	8,055,000	△210,000
受取補助金等			
責任者講習受託収益	2,714,570	2,709,921	4,649
雑収益			
受取利息	98	99	△1
雑収益	101,688	91,160	10,528
経常収益計	17,077,848	17,268,280	△190,432
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,184,000	2,184,000	
給料手当	2,646,190	3,434,880	△788,690
福利厚生費	755,682	909,229	△153,547
研修会議費	24,082	4,006	20,076
旅費交通費	101,739	170,057	△68,318
通信運搬費	496,548	501,996	△5,448
減価償却費	179,970	39,401	140,569
消耗什器備品費	33,099	8,140	24,959
消耗品費	384,884	790,367	△405,483
修繕費		199,675	△199,675
印刷製本費	1,216,025	1,320,650	△104,625
啓発費	1,409,420	1,323,400	86,020
燃料費	60,420	59,493	927
光熱水料費	62,991	87,649	△24,658
賃借料	1,108,925	602,096	506,829
保険料	69,288	32,634	36,654
諸謝金	378,411	345,000	33,411
租税公課	27,720	52,360	△24,640
支払給付金		16,500	△16,500
支払助成金	490,000	492,000	△2,000
雑費	470,477	95,282	375,195
管理費			
役員報酬	936,000	936,000	
給料手当	1,764,126	1,787,880	△23,754
福利厚生費	407,920	276,513	131,407
会議費	4,989	13,950	△8,961
旅費交通費	61,327	28,360	32,967
通信運搬費	84,042	99,498	△15,456
減価償却費	77,130		77,130
消耗什器備品費		86,130	△86,130
消耗品費	35,841	197,751	△161,910
修繕費	10,074	85,575	△75,501
印刷製本費	17,435	48,268	△30,833
燃料費	15,893	20,563	△4,670
光熱水料費	41,996	58,432	△16,436
賃借料	421,447	359,725	61,722
保険料	40,705	13,986	26,719

# 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
諸謝金	606,518	420,618	185,900
租税公課	25,445	27,890	△2,445
支払負担金	74,200	89,200	△15,000
雑費	46,245	65,560	△19,315
經常費用計	16,771,204	17,284,714	△513,510
評価損益等調整前当期經常増減額	306,644	△16,434	323,078
投資有価証券評価損益等			1,083,500
投資有価証券評価損益等	1,083,500		1,083,500
評価損益等計	1,083,500		1,083,500
当期經常増減額	1,390,144	△16,434	1,406,578
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計			
(2) 經常外費用			
固定資産除却損			1
車両運搬具除却損	1		1
經常外費用計	1		1
当期經常外増減額	△1		△1
他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,390,143	△16,434	1,406,577
税引前当期一般正味財産増減額	1,390,143	△16,434	1,406,577
当期一般正味財産増減額	1,390,143	△16,434	1,406,577
一般正味財産期首残高	15,105,916	15,122,350	△16,434
一般正味財産期末残高	16,496,059	15,105,916	1,390,143
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	6,416,414	6,412,022	4,392
基本財産受取利息	41,897	33,411	8,486
償却減価法適用による増加額	70,060	70,060	
償却原価法適用による減少額			
一般正味財産への振替額	6,416,414	6,412,022	4,392
一般正味財産への振替額	△28,163	△36,649	8,486
当期指定正味財産増減額	681,782,643	581,819,292	△36,649
指定正味財産期首残高	581,754,480	581,782,643	△28,163
指定正味財産期末残高	598,250,539	596,888,559	1,361,980
III 正味財産期末残高			

正味財産増減計算書内訳表  
令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	3,208,207		3,208,207		6,416,414
基本財産受取利息	3,208,207		3,208,207		6,416,414
特定資産運用益	83		15		78
特定資産受取利息	63		15		78
受取会費	6,276,000		1,569,000		7,845,000
賛助会員受取会費	6,276,000		1,569,000		7,845,000
受取補助金等	2,714,570				2,714,570
責任者講習受託収益	2,714,570				2,714,570
雑収益	99,760		2,026		101,786
受取利息	52		46		98
雑収益	99,708		1,980		101,688
経常収益計	12,288,600		4,779,248		17,077,848
(2) 経常費用					
寄業費	12,099,871				12,099,871
役員報酬	2,184,000				2,184,000
給料手当	2,646,190				2,646,190
福利厚生費	765,682				765,682
研修会費	24,082				24,082
旅費交通費	101,739				101,739
通信運搬費	498,648				498,648
減価償却費	179,970				179,970
消耗什器備品費	33,099				33,099
消耗品費	384,884				384,884
印刷製本費	1,216,026				1,216,026
啓発費	1,409,420				1,409,420
燃料費	60,420				60,420
光熱水料費	62,991				62,991
賃借料	1,108,926				1,108,926
保険料	69,288				69,288
諸謝金	378,411				378,411
租税公課	27,720				27,720
支払助成金	490,000				490,000
雑費	470,477				470,477
管理費			4,671,333		4,671,333
役員報酬			936,000		936,000
給料手当			1,764,126		1,764,126
福利厚生費			407,920		407,920
会費			4,989		4,989
旅費交通費			61,327		61,327
通信運搬費			84,042		84,042
減価償却費			77,130		77,130
消耗品費			36,841		36,841
修繕費			10,074		10,074
印刷製本費			17,436		17,436
燃料費			16,893		16,893
光熱水料費			41,996		41,996
賃借料			421,447		421,447
保険料			40,706		40,706
諸謝金			606,518		606,518
租税公課			26,446		26,446
支払負担金			74,200		74,200
雑費			48,246		48,246
経常費用計	12,099,871		4,671,333		16,771,204
評価損益等調整前当期経常増減額	198,729		1,079,915		306,644
投資有価証券評価損益等	641,760		641,760		1,083,500
投資有価証券評価損益等	641,760		641,760		1,083,500
評価損益等計	641,760		641,760		1,083,500
当期経常増減額	740,479		649,666		1,390,144
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	1				1
車両運搬具除却損	1				1
経常外費用計	1				1
当期経常外増減額	△1				△1
他会計振替前当期一般正味財産増減額	740,478		649,666		1,390,143
税引前当期一般正味財産増減額	740,478		649,666		1,390,143
当期一般正味財産増減額	740,478		649,666		1,390,143
一般正味財産期首残高	8,938,041		8,167,876		16,106,916

正味財産増減計算書内訳表  
令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
一般正味財産期末残高	9,678,519		6,817,640		16,496,059
II 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	3,194,126		3,194,126		6,388,251
基本財産受取利息	3,208,207		3,208,207		6,416,414
償却減価法適用による増加額	20,949		20,948		41,897
償却原価法適用による減少額	35,030		35,030		70,060
一般正味財産への振替額	3,208,207		3,208,207		6,416,414
一般正味財産への振替額	3,208,207		3,208,207		6,416,414
当期指定正味財産増減額	△14,081		△14,082		△28,163
指定正味財産期首残高	290,891,321		290,891,322		581,782,643
指定正味財産期末残高	290,877,240		290,877,240		581,754,480
III 正味財産期末残高	300,555,759		297,694,780		598,250,539